



# 犯罪対策の基礎

## 暴力団対策

公益財団法人全国防犯協会連合会 専務理事 田中 法昌

第9回

専務：今回は、組織犯罪対策、特に暴力団対策について考えてみよう。

係長：専務は、色々な分野をやっているようですが、暴力団対策についても経験はあるのですか？

専務：まず、兵庫県警で「山一戦争」、次は内閣府出向時に総会屋対策、警察庁で銃器犯罪対策、そして福岡県警では工藤会対策を経験した。

係長：組織犯罪の特徴は何ですか。普通の窃盗とどこが違うのでしょうか。

専務：「カネ」を目的とする犯罪が多い点では同様だ。ただし、暴力団は「組織的」に「暴力」を悪用して正しい手続きを迂回し、手早く違法に金を取るのだ。

係長：社会のルールを無視して、暴力を使い、金をふんだくる集団ですか。まさに社会の敵です。ところで、暴力団といえば、組員がずいぶん減っているようにですね。この10年で半分以下になったと聞きました。(図1)

専務：なぜそんなに暴力団員が減ったのか。その理由を一言で

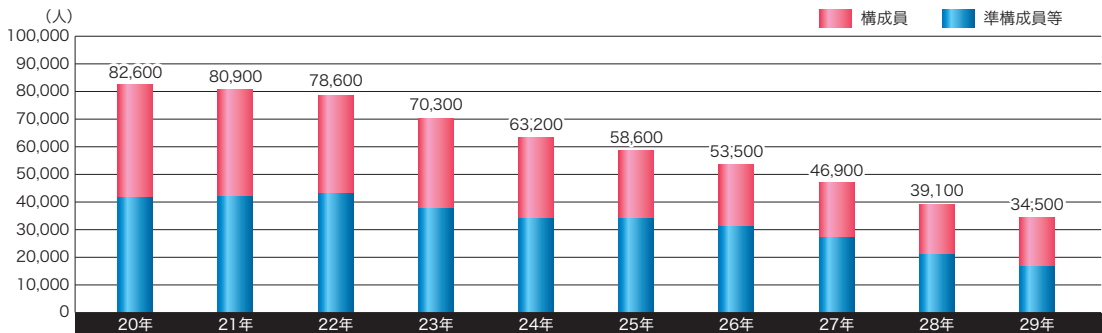
いうことになる。具体的な対策の内容を説明する前に、まずは暴力団犯罪の特徴を知る必要があるだろう。私のこれまでの経験を振り返ったうえで、どのような対策が実行されてきたのかを説明していこう。

まず、山一戦争の時は、神戸という日本を代表する観光都市の目抜き通りに、たくさん暴力団事務所があることにびっくりした。さらに、そこで白昼、銃弾が飛び交うという事態になり、流れ弾に当たると市民にも大きな被害が出た時には、暴力団の危険性・凶悪性を実感したよ。驚いたことには、抗争が深刻化した頃、前の市長が抗争の調停役を買って出たことだ。

係長：「前」とはいえ、表の社会の代表である市長が、なんで裏社会の暴力団抗争の仲介に出てきたのでしょうか。政財界と暴力団との間に何らかのつながりがあるのでしょうか。

専務：内閣で総会屋対策を担当した時に知ったのだが、戦後の高度経済成長期及び昭和から平成にかけてのバブル期には、百貨店・食品会社・銀行・証券会

図1 暴力団構成員等の推移



※暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しません。  
注：準構成員とは、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に對し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいいます。

社・自動車会社・不動産会社など様々な職種の日を代表する会社から、総会屋という反社会的勢力に巨額の資金が流れたのだよ。

係長：どうしてちゃんとした会社が反社会的勢力に金を渡したのですか。

専務：法治国家、コンプライアンス重視社会というのは、何かと手続きが煩雑で、しかも非違行為を自ら公表することで大きな不利益を被りやすい。たとえれば暴力団を使って「地上げ」をすれば、何年もかかる土地取得行為を迅速に行えるわけだ。また、総会屋が及びこつたのは、株主総会で経営のトップが窮地に立つのを防ぐためだ。

係長：総会屋というのは、会社のいろんなスキヤンダルを嗅ぎつけてこれをネタにカネを脅し取るらしいですね。会社からすれば、違法な金を払っても都合な事実を隠蔽できれば、株主総会を無事に済ますことができると考えるわけですね。

専務：そういうルール無視の考え方は、長期的に見たら組織を

崩壊させる原因になるんだ。さらに問題なのは、こうして総会屋の得た資金が結局は暴力団に流れていくことだ。

係長：暴力団などは、カネのある所に集まり何とか弱みを見つけようとするし、企業の方では、金で済むならと考えがちでしょうから、この問題は一筋縄ではないですね。

専務：そのとおりだ。1997年には、内閣の指導の下、経団連で、総会屋にはもう金を出さないようにしようとして申し合わせをした。しかしその後も同様の事案が続く、バブル期には、不動産の地上げをするため銀行が暴力団を使った例や、証券会社が暴力団を特別扱いして多額の利益を保証し、損害が出た場合は補償していた例もある。金を脅し取る方が悪いのは当然だが、巨額の金をいとも簡単に提供する側にも問題があると思わざるを得ない。

係長：反社会勢力と付き合い、資金を提供する企業は、反社会勢力の支援者・協力者といえるということですね。2007年に作られた「企業が反社会的勢

力からの被害を防止するための指針」では、反社会的勢力への資金提供だけでなく、通常の取引を含めた一切の関係遮断を打ち出していますね。最近は企業のコンプライアンス意識も高まってきましたから、今までのようなことはないでしょう。

専務：そうあって欲しいね。次は福岡県警察本部長に赴任した時、まず挨拶に行った知事、公安委員などの方から「暴力団対策を徹底してやってほしい、これが一番の課題だ」と要望されたのにも驚いたな。

係長：それはどうしてですか。専務：当時の福岡県は、建設会社や自動車工場への発砲事件が頻発し、企業誘致や観光などへ悪影響を及ぼしていたからだよ。

係長：治安は経済活動の基盤ということですね。専務：反社会勢力、特に暴力団は、社会の安全を脅かし、健全な経済活動を阻害する。これを野放しにしておけば、社会の繁栄、県民の幸福で文化的な生活が阻害されるのだ。短期的な得を考えて暴力団を利用する人が多いと、社会がダメになってし

まう。

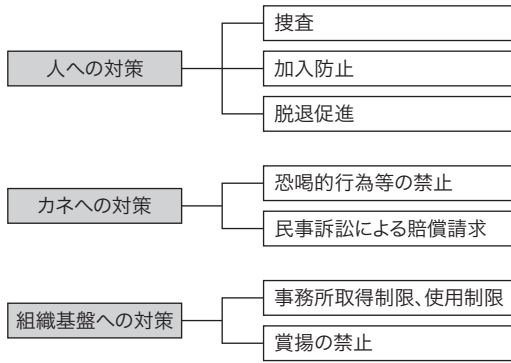
係長：暴力団は社会の「癌」だということですね。ところで、個人犯罪者への対策と、暴力団員のような組織犯罪者への対策とは、内容は変わってくるのでしょうか。

専務：これまで言ってきた「被害者、社会環境、加害者」の三つの面からの対策が有効だということについては変わらない。しかし、凶悪性・組織性の高い犯罪者に対しては、被害者側からの対策は難しいところがある。社会全体で対策を取りながら、加害者側（暴力団）への対策に重点を置く必要がある。

およそ「組織」には、「構成員」、「カネ」、「組織性を維持するための基盤」が必要になる。暴力団への対策は、暴力団の特性、つまり「暴力性の高い暴力団員」、「強欲な組長・幹部」、「事務所など組織としての基盤」に応じて考えるとよい。

係長：「暴力」を利用するので、すから、暴力団員は必ず違法行為を起こすはず。これを確実に検挙すればいいのではないのでしょうか。

図2 組織犯罪への3つの対策



専務：検挙が大事なことはそのとおりだが、

- ・新たな暴力団員採用をできなくする方策

- ・現役で活動している暴力団員を離脱させる方策

も重要だよ。

次に、「カネ」が目的であることに着目すれば、

- ・カネを脅し取れなくする方策

- ・一旦得たカネを訴訟などによって取り上げる方策

が考えられる。

係長：悪いことをする奴は結局

は金が欲しいのですから。

専務：最後に、組織性に着目すれば、組織基盤を弱体化する方策が重要だ。具体的には、

- ・事務所などの活動拠点を使えなくする方策
- ・出所祝いなどの組織統制を確保する方法を制限する方策

などがある。

係長：検挙を徹底するだけでは、暴力団壊滅は難しいのでしょうか。

専務：その点については、暴力団対策の歴史を振り返ってみるとよくわかる。暴力団対策の必要性が認識されだしたのは、戦後、昭和30年代だ。「頂上作戦」と称して、全国警察を挙げて検挙に努め、幹部級をどんどん刑務所に送り込んだ。

係長：でも、今もたくさん暴力団があるじゃないですか。

専務：いったん刑務所に入っても、刑期が終われば出てくる。これは、銃器課長の時に痛感したのだが、組織犯罪の検挙対策で難しいのは、犯罪の実行者は特定できても、それを命じた幹部の責任を問にくいことだ。

係長：なぜですか？組長にやれと言われて悪いことをやったら決まっているでしょう。

専務：いいかい、「全部自分の考えでやりました」と罪を認めても、多くの場合は大した刑期にはならないし、二人以上殺さなければ死刑にもならない。ところが、「実は親分の命令でやりました」と正直に言ってしまうと、下手をすれば殺されてしまう。

係長：だから、自分の罪は認めても、親分の罪になるようなことは認めないんですね。これが犯罪組織というものの怖さなのか。

専務：また、最初のころ刑務所に入った幹部たちも、いろいろ勉強するわけで、次は捕まらないうちに工夫するわけだ。

係長：悪質巧妙化、というやつですね。暴力団員の更生は難しいとは知っていましたか、見事に失敗した歴史があるわけだ。

専務：組織犯罪を根こそぎ検挙するのは大きな困難があると、いうことを認識すれば、検挙だけではその弱体化は困難だということとは明らかだ。

実は、この点を踏まえたうえで、

で、ヒトとカネと組織基盤に関して総合的な対策をしようとするのが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、

いわゆる暴対法なんだよ。この内容について、理解しやすいよう整理してみよう。

① 用心棒代、借金取り立てと称して恐喝したり地上げや下請け参入要求などの強要をする行為を「暴力的要求行為」として禁止し、警察（公安委員会）が中止命令を出すことができる。

② 暴力団員が抗争事件などで与えた被害に対し、暴力団組

長が損害賠償責任を負う。

③ 少年の加入強制などを禁止

④ 暴力団離脱者への支援

⑤ 暴力団事務所の使用制限

⑥ 暴力団員への賞揚禁止などだね。

係長：①が暴力団が金を取りにくくする方策。②が金を取り上げる方策。二つ併せて資金源対策ですね。③と④で組織に人を入れにくくし、今いる組員を少なくする方策。⑤、⑥は組織統制をしにくくする方策ですね。

(図2参照)

専務：うむ、よくできたね！①により、暴力団員のしのごし（一般人から金を取る行為）がしにくくなり、②があるおかげで抗争事件による一般人の被害が減少した（暴力団組長は自分のカネを取られるのを嫌がるため）。同じく⑥によって、襲撃事件を起こして刑務所に入っても、出てから幹部登用などの利益を与えられなくなったのも凶悪事件

減少に寄与していると考えられる。

係長：⑤の規定によって事務所を使えなくなつた組が、会合を開けなくなつて苦労したということを聞きました。

専務：最近警察や暴追センターで④について力を入れている。

係長：暴対法の規定は一つ一つを見るとそれほどすごいことが書いてあるわけではないです

が、組織としての暴力団を弱体化するための施策を体系的に規定しているんですね。

専務：捜査と相まって、全体としては組織犯罪抑止に大きな効果を上げている。これが、暴力団員が長期にわたつて減少してきた理由だよ。ただし、近年の暴力団員数の激減は、暴力団排除条例の効果だと思う。次回はこの「暴力団排除条例」について

て説明し、これからの暴力団対策について考えてみよう。



今回学んだこと

☆「組織犯罪対策」には、「検挙」だけでなく、①人への対策、②力ネへの対策、③組織基盤への対策、が必要

☆暴対法は、組織としての暴力団を弱体化するための施策を体系的に規定している。